

令和3年度（2021年度）

札幌市本庁舎電気設備定期点検業務

仕様書

札幌市総務局行政部庁舎管理課

札幌市本庁舎電気設備定期点検業務仕様書

1 目的

本業務は、札幌市役所本庁舎に設備されている電気設備の安全な運転機能を確保するための点検業務を行うもので、業務実施に当たっては下記によるほか「電気事業法」・「保安規程」等の関係法令を遵守し、併せて委託者の指示によることとする。

2 業務場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市本庁舎

3 業務内容

別紙「電気設備点検整備要綱」による

4 実施予定日及び予備日

実施予定日 令和3年11月13日(土) 7時～19時

予備日 令和3年12月11日(土) 7時～19時

5 履行期間

当業務の履行期間は、契約締結日から令和4年(2022年)1月17日までとする。

6 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
業務着手届	1	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等指定通知書	1	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等経歴書 (雇用及び資格を確認できる書類を添付)	1	契約後すみやかに
作業計画書	1	作業実施前
業務報告書	1	業務完了時
完了届	1	業務完了時

※ 様式については庁舎管理課入札・契約情報ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/somu/choshakanri/choshakanri-kokai.html>) 参照

7 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故があるときの補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を

委託者に提出すること。また、監督者及び監督代行者は、電気主任技術者（3種以上）の資格者とする。

8 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。

また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

9 設備等の破損事故

作業の実施にあたって、備品及び設備等を破損した場合は、ただちに委託者に連絡の上適切な処置をすること。

10 身分証明書

受託者は、常時従業員に身分証明書を携帯させること。

11 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、従業員の事故防止に十分注意すると共に事故に対する一切の責任を負うこと。
- (2) 業務に使用する工具、消耗品、雑材等は、委託者の負担とする。
- (3) 他業務との調整をすること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者との協議によること。

12 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (6) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をすること。